

岩手県建築行政マネジメント計画

令和7年8月策定

岩手県特定行政庁等連絡会議

目 次

I. 建築行政マネジメント計画の位置付け	1
1. マネジメント計画策定の趣旨	
2. マネジメント計画の策定	
(1) マネジメント計画の策定主体	
(2) マネジメント計画の計画期間	
II. 基本的事項	2
1. マネジメント計画の対象範囲	
2. マネジメント計画の公表	
3. 取り組みの見直しと継続的改善	
III. 目標の設定及び取り組むべき施策	3
1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保	3
(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底	
(2) 中間検査・完了検査の徹底	
(3) 工事監理業務の適正化とその徹底	
(4) 仮使用認定制度の適確な運用	
(5) 建築確認申請の電子化の推進	
2. 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底	7
(1) 指定確認検査機関等に対する適切な指導・監督の実施	
(2) 建築士・建築士事務所に対する適切な指導・監督の実施	
3. 違反建築物等への対策の徹底	9
(1) 違反建築物対策の徹底	
(2) 違法設置昇降機への安全対策の徹底	
4. 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保	11
(1) 定期報告制度の適確な運用による維持保全の推進	
(2) 建築物の耐震診断・改修の促進	
(3) 建築物に係るアスベスト等の対策の推進	
(4) 既存建築物に係る適切な維持管理対策の推進と既存建築ストックの安全性の向上	
5. 事故・災害時の対応	14
(1) 事故対応	
(2) 災害対応	
6. 消費者への対応	15
7. 執行業務体制の整備	16
(1) 内部組織の執行体制	
(2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制	
(3) データベースの整備・活用	
岩手県特定行政庁等連絡会議 構成団体	18
岩手県建築行政マネジメント計画 関係団体等	

岩手県建築行政マネジメント計画

I. 建築行政マネジメント計画の位置付け

1. マネジメント計画策定の趣旨

岩手県では、令和2年6月に三期目の「岩手県建築行政マネジメント計画」（以下「マネジメント計画」という。）を策定し、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として、建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保や、違反建築物等への対策の徹底などの建築物の安全・安心の確保のための各種施策に取り組んできた。

この間、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号、令和6年法律第53号）が成立するなど、社会情勢の変化等に対応できるよう、制度の見直しが行われた。

このような状況の変化を踏まえ、また、令和6年度末に従前の計画期間を終えたことを受け、岩手県建築行政マネジメント計画（第四次）を策定することとした。

このマネジメント計画では、従前の計画における目標達成状況の検証結果を反映させるとともに、法制度の改正への対応を含めた具体的な取り組みを定めたものとしている。

引き続き円滑な経済活動の維持を前提としつつ、建築物の安全性を確保するため、当計画に基づいた効果的な建築行政を推進しようとするものである。

2. マネジメント計画の策定

（1）マネジメント計画の策定主体

岩手県特定行政庁等連絡会議が策定する。

（2）マネジメント計画の計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

Ⅱ．基本的事項

1．マネジメント計画の対象範囲

マネジメント計画は、建築基準法、建築士法に規定された建築物の安全に関する性能の確保及び向上に係る制度等を対象とする。

2．マネジメント計画の公表

マネジメント計画はホームページ等で公表するとともに、目標達成状況を毎年度末に検証し、当該目標達成状況を公表することとする。

3．取り組みの見直しと継続的改善

目標達成状況を踏まえて、適宜、具体の取り組むべき施策の見直しを行うとともに、本計画の中間年度にあつては、必要に応じて計画の見直しを行うなど、継続的な改善を図るものとする。

Ⅲ. 目標の設定及び取り組むべき施策

円滑な経済活動を維持しつつ、建築物の安全性を確保するため、具体的な目標・目標値の設定、取り組むべき施策、関係者の役割分担等を次のとおり定める。

1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

円滑な経済活動を維持しつつ、建築確認制度の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を推進する。

特に、令和4年の建築基準法改正において、建築確認の対象となる建築物の規模等が見直されたことを踏まえ、改正前の建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物から改正後の建築基準法第6条第2号に該当する建築物（以下「新2号建築物」という。）となるものの建築及び大規模の修繕・大規模の模様替にかかる建築確認審査の迅速化については、特定行政庁・指定確認検査機関毎に、構造計算適合性判定を要する物件に係る確認書類の提出から確認済証交付までの所要期間の短縮を目指すものとする。

【目標】

- 「円滑な建築確認手続き等推進計画書」に基づき、適確な審査を実施する。
- 構造計算適合性判定を要する物件に係る確認図書の提出から確認済証交付までの所要期間の平均値※について【35日間以内】を目指す。

※「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」がなされた物件を除いた平均値とする。

【施策】	県	特定行政庁	指定機関	関係団体	行政機関	実施時期
①特定行政庁等連絡会議等を活用した推進計画の周知及び意見交換を実施する。	◎	◎	○	○	○	継続実施
②推進計画書に基づく建築確認業務の円滑な実施、構造計算適合性判定業務の的確な実施を推進する。	◎	◎	◎			継続実施
③建築確認窓口における事前相談を推進する。	◎	◎	◎	○		継続実施
④日本建築行政会議等を通じ、運用の円滑化を図る。	◎	◎	◎			継続実施
⑤建築基準法の運用に関する取り扱い例規を整備し、審査の円滑化を図る。	◎	◎	○			継続実施
⑥審査担当者の技術向上のために建築確認審査等の情報共有を図る。	◎	◎	◎			継続実施
⑦社会の要請に適確に対応するため、建築審査会の円滑な運営を図る。	◎	◎		○		継続実施

◎：施策の実施主体 ○：施策の協力・支援主体 を示す。

県：岩手県 特定行政庁：盛岡市、花巻市、北上市、奥州市、一関市、釜石市、宮古市

指定機関：（一財）岩手県建築住宅センター、日本ERI（株）盛岡支店

関係団体：岩手県建築審査会、（一社）岩手県建築士会、（一社）岩手県建築士事務所協会、（公社）日本建築家協会東北支部岩手地域会、岩手県建設労働組合連合会、（一社）岩手県建設業

協会、岩手県電気工事業工業組合、（一社）岩手県空調衛生工事業協会、（一社）日本建築構造技術者協会東北支部岩手ブロック、岩手県消費者団体連絡協議会、岩手県地域婦人団体協議会、岩手弁護士会、住宅金融支援機構東北支店、東北電力（株）岩手支店、盛岡ガス（株）
行政機関：消防、衛生、警察、消費者等の各部局

（２）中間検査・完了検査の徹底

建築物の構造的安全性を確保するため、施工時における建築基準関係規定への適合性を確認する中間検査及び完了検査の更なる徹底を図る。特に、近年の共同住宅に係る界壁、外壁及び天井の法定仕様への不適合事案を踏まえ中間検査及び完了検査において、工事監理者により適正に工事監理が実施されていることを確かめる。また、令和４年の建築基準法改正において、旧４号建築物等から新２号建築物となるものについて、法第７条の５に基づく検査の特例がなくなり、すべての建築基準関係規定への適合を検査することとなることを踏まえ、円滑化に向けた取組を実施する。

【目標】

- 完了検査率【毎年度９９％】の達成を目指す。
- 特殊建築物の完了検査の完全実施に取り組む。【毎年度１００％】
- 中間検査の完全実施に取り組む。【毎年度１００％】

【施策】	県	特定 行政庁	指定 機関	関係 団体	行政 機関	実施時期
①特定工程の指定を行い、中間検査制度の適切な運用を図る。	◎	◎	○			継続実施
②中間検査制度の周知及び中間検査対象である旨の告知を行う。	◎	◎	◎	○		継続実施
③未受検の建築物に対する督促等を実施する（10月及び1月を完了検査強化月間とする）。	◎	◎	◎			継続実施
④未受検の建築物に係る報告徴収、立入検査を実施する。	◎	◎				継続実施
⑤中間検査・完了検査時における工事監理の状況の確認、工事監理者の立ち会いを推進する。	◎	◎	◎			継続実施

(3) 工事監理業務の適正化とその徹底

建築施工時における適法性の確保の観点から、工事監理者による工事監理が適確に行われることが重要である。このため、工事監理ガイドライン、基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン及び賃貸共同住宅に係る工事ガイドラインに基づき、工事監理業務の適正化とその徹底のための取り組みを行う。

【目標】
○工事監理者選任の完全実施に取り組む。【毎年度100%】
○工事監理の適正化を図る。

【施策】	県	特定 行政庁	指定 機関	関係 団体	行政 機関	実施時期
①建築士事務所への立入指導を実施する。	◎	○				継続実施
②確認申請時における工事監理者の記載、着工時における工事監理者決定等届出に関する指導を徹底する。	◎	◎	◎	○		継続実施
③データベース等を活用して、工事監理者の選任・適格性を確認する。	◎	○	○			継続実施
④工事監理状況報告書提出義務に関する指導を徹底する。	◎	◎	◎	○		継続実施
⑤窓口における工事監理制度及び工事監理契約締結に関する周知・広報活動を実施する。	◎	◎	◎			継続実施
⑥中間検査、完了検査への立会指導を実施する。	◎	◎	◎			継続実施
⑦パトロールによる工事監理の実施状況把握及び指導を実施する。	◎	◎				継続実施

(4) 仮使用認定制度の適確な運用

仮使用認定制度を適確に運用し、仮使用される建築物の安全確保の徹底に取り組む。

特に、令和4年の建築基準法改正において、旧4号建築物等から新2号建築物となるものについて、新たに検査済証の交付を受けるまでの建築制限がかかることを踏まえ、当該建築物に係る仮使用認定制度を適切に運用する。

【目標】
○仮使用認定制度の円滑な実施
○工事中の建築物の安全確保の徹底

【施策】	県	特定 行政庁	指定 機関	関係 団体	行政 機関	実施時期
①仮使用認定制度の周知を図る。	◎	◎	◎			継続実施
②工事中における安全上の措置に関する計画の届出制度の周知を図る。	◎	◎	○			継続実施
③指定確認検査機関、消防機関との連携体制の構築及び運用の整合性を確保する。	◎	◎	◎		○	継続実施

(5) 建築確認申請の電子化の推進

建築関係手続きの一層の効率化に向け、指定確認検査機関は、建築確認の電子申請への対応をさらに進めるとともに、特定行政庁は電子申請への対応に向けた検討を進める。

【目標】

○建築確認の電子申請の受付への対応に取り組む。

【施策】	県	特定 行政庁	指定 機関	関係 団体	行政 機関	実施時期
①建築確認の電子申請の受付体制の構築に向けた検討を行う。	◎	◎			○	継続実施
②建築確認の電子申請の受付体制の構築を推進する。	○	○	◎			継続実施
③確認審査報告書の電子化の推進を図る。	◎	◎	◎			継続実施
④確認検査業務規程において電子申請の実施に関し必要な事項を規定する。			◎			継続実施

2. 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底

(1) 指定確認検査機関等に対する適切な指導・監督の実施

建築確認検査等の主要な役割を担う指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関における適確な確認審査・検査及び構造計算適合性判定を確保するため、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対する指導・監督を徹底する。

【目標】

- 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関への立入検査を実施する。
- 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の処分基準に基づき指導・監督を実施する。

【施策】	県	特定 行政庁	指定 機関	関係 団体	行政 機関	実施時期
①指定権者による指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関への立入指導を実施する。	◎					継続実施
②特定行政庁による指定確認検査機関への立入指導を実施する（特定行政庁の合同立入指導を含む）。	◎	◎				継続実施
③指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の処分基準に基づく指導及び処分を適切に実施する。	◎					継続実施
④指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関に対する処分を行った場合は、処分の履歴を公表する。	◎					継続実施

(2) 建築士・建築士事務所に対する適切な指導・監督の実施

適切な設計及び工事監理を通じた建築物の安全性確保のため、建築士及び建築士事務所に対する指導・監督を実施する。

【目標】
○建築士事務所への計画的な立入検査を実施する。
○建築士及び建築士事務所の処分基準に基づき指導・監督を実施する。

【施策】	県	特定 行政庁	指定 機関	関係 団体	行政 機関	実施時期
①計画的な建築士事務所への立入指導を実施する。	◎	○				継続実施
②管理建築士講習及び建築士の定期講習の受講について周知徹底を図る。	◎	○	○	○		継続実施
③業務報告書の提出義務の徹底及びこれを踏まえた指導・監督を実施する。	◎	○	○	○		継続実施
④構造設計一級建築士、設備設計一級建築士の資格取得の推進を図る。	◎			○		継続実施
⑤建築設計サポートセンター活用制度の適切な運用を図る。	◎	◎	○	○		継続実施
⑥建築士及び建築士事務所の処分履歴を公表する。	◎					継続実施
⑦所属建築士の登録及び変更の届出の徹底を図る。	◎	○	○	○		継続実施
⑧平成30年に改正された建築士法の周知徹底を図る。	◎	○	○	○		継続実施
⑨建築士事務所の図書保存制度の周知徹底を図る。	◎	○	○	○		継続実施

3. 違反建築物等への対策の徹底

(1) 違反建築物対策の徹底

昨今、広域にわたる多数の建築物における施工不備等の違法行為等に関する情報に迅速かつ的確に対応することが求められている。

こうした状況を踏まえて、県民の生命、健康及び財産を保護するため、警察、消防、福祉等の関係機関と連携し、違反建築物の実態を把握するとともに、違反建築物対策を計画的かつ効果的に実施する。

【目標】

- 違反建築物の未然防止及び違反建築物の早期是正のため、違反建築物対策の徹底を図る。
- 関係機関との連携による違反建築防止に取り組む。

【施策】	県	特定 行政庁	指定 機関	関係 団体	行政 機関	実施時期
①違反建築防止週間において、違反建築パトロールを実施する（年1回）。	◎	◎		○	◎	継続実施
②違反建築防止週間の期間以外において、現地業務に合わせてパトロールを実施する（毎月1回）。	◎	◎			○	継続実施
③引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の違反について、関係機関と連携し、早期是正に向けた指導を実施する。	◎	◎			○	継続実施
④防耐火構造の大臣認定の不適合等について、指導を実施する。	◎	◎	○			継続実施
⑤特定行政庁と国・県との違反情報及び違反関連情報の共有を図る。	◎	◎			○	継続実施
⑥違反建築物に関与した建築士・施工者等に係る調査を実施する。	◎	◎				継続実施
⑦重大な違反や悪質な違反に対する指導・監視を強化し、違反建築物是正計画の作成指導を的確に実施する（是正の優先順位の整理・目標・具体施策の整理等について指導する）。	◎	◎				継続実施
⑧重大な違反や悪質な違反に係る情報の公表、告発等の実施を視野に入れた指導を検討する。	◎	◎				継続実施
⑨違反建築物対策における関係機関との連携体制を確保する。	◎	◎	○	○	◎	継続実施

(2) 違法設置昇降機への安全対策の徹底

建築確認等の必要な手続きが行われていない違法設置エレベーターについては、情報の受付窓口を設置するとともに、労働基準監督署、都道府県労働局との連携を図り、違法設置エレベーターに係る情報を把握した場合に所要の措置を講じるよう指導を徹底する。

【目標】

- 違法に設置された昇降機に対する指導を徹底する。
- 危険な昇降機に対する指導を徹底する。

【施策】	県	特定 行政庁	指定 機関	関係 団体	行政 機関	実施時期
①違法設置エレベーターに関する情報の受付窓口を設置する。	◎	◎		○	○	継続実施
②建築確認手続きにおいて、昇降機設置に関する的確な指導を実施する。	◎	◎				継続実施
③立入検査等による違法設置昇降機の把握を着実に実施する。	◎	◎				継続実施
④関係機関との連携により、情報を把握した場合における必要な措置に係る指導を徹底する。	◎	◎			◎	継続実施

4. 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保

(1) 定期報告制度の適確な運用による維持保全の推進

定期報告の徹底により、建築物の損傷、腐食その他の劣化等の状況を適確に把握するとともに、その結果を違反建築物対策や既存建築物の安全対策に活用する。また、昇降機や遊戯施設、建築設備についても同様に安全性確保を推進する。

平成26年の建築基準法改正に基づき導入された防火設備検査については、検査の徹底を図るとともに、制度の周知に取り組む。

定期報告の履行の徹底にあたっては、データベース等の活用により実効性が上がるよう取り組む。

【目標】

○特殊建築物の定期報告率の向上を図る。

	目標値 (%)				
年度	R7※3	R8※1	R9※2	R10※3	R11※1
特殊建築物	80.0	85.0	95.0	80.0	85.0

※1 共同住宅、学校等、※2 集会場、病院、福祉施設等、※3 ホテル、飲食店、物販店等（建築基準法施行細則第9条に基づく用途区分）

○建築設備等の定期報告率の向上を図る。

	目標値 (%)
換気設備	80.0
排煙設備	80.0
非常用照明装置	70.0
防火設備	90.0
昇降機等	98.0
遊戯施設	100.0

○防火設備検査を徹底する。

○公共建築物の定期点検を徹底する。

○調査・点検結果に基づく建築物等の適切な維持管理について適確な指導を実施する（外壁タイルの修繕等）。

【施策】	県	特定 行政庁	指定 機関	関係 団体	行政 機関	実施時期
①定期報告対象となる建築物・建築設備を把握し、効果的な督促を行うため、定期報告台帳の整備を徹底する。	◎	◎	○			継続実施
②定期報告対象となる建築物の確認済証・検査済証の交付に併せて、対象建築物である旨の通知を行う。	◎	◎	○			継続実施
③定期報告概要書閲覧制度の周知・報告の必要性について啓発を実施する。	◎	◎	○	○		継続実施
④未報告建築物等の所有者等に対する督促を徹底する。	◎	◎				継続実施
⑤未報告建築物に係る報告徴収、立入検査を実施する。	◎	◎			○	継続実施
⑥前回未報告物件に対する指導を強化する。	◎	◎		○		継続実施

⑦報告内容を踏まえた是正指導を徹底し、適切な修繕等の実施を促進する。	◎	◎			○	継続実施
⑧公共施設の建築物に対する定期調査・点検の対象建築物をリスト化し、毎年度、その状況を把握する。	◎	◎				継続実施
⑨平成30年の建築基準法改正に伴い指定された建築物及び昇降機等を含む定期報告制度の周知、並びに防火設備検査の徹底を図る。	◎	○	○	○	○	継続実施

(2) 建築物の耐震診断・改修の促進

地震防災対策については、別途策定の建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく「岩手県耐震改修促進計画」により、新耐震基準施行以前の建築物の耐震診断及び耐震診断基準に満たない建築物の耐震改修を促進する。

(3) 建築物に係るアスベスト等の対策の推進

アスベスト対策の喫緊性に鑑み、小規模民間建築物を含めたアスベスト調査台帳の整備や実態把握、アスベストを有する建築物に係るデータベースを早期に整備するとともに、建築物所有者によるアスベスト改修をさらに促進する。建築物石綿含有建材調査者など専門家によるアスベスト調査の重要性を建築物所有者等へ通知するとともに、労働安全部局や環境部局などアスベスト対策関係部局との連携によりアスベスト対策の徹底を図る。また、快適で健康的な住宅で暮らせるよう、シックハウスの対策の徹底を図る。

【目標】

- アスベスト対策の徹底
- シックハウス対策の徹底

【施策】	県	特定 行政庁	指定 機関	関係 団体	行政 機関	実施時期
①アスベスト対策の周知徹底を図る。	◎	◎			○	継続実施
②アスベストを有する建築物のデータベースを整備する。	◎	◎			○	継続実施
③市町村に対して、アスベスト調査費用・除去費用の助成制度の周知を図る。	◎					継続実施
④アスベスト対策関係部局と連携する。	◎	◎			○	継続実施
⑤建築物石綿含有建材調査者の周知と活用を促進する。	◎	◎		○	○	継続実施
⑥新築時・リフォーム時におけるシックハウス対策に関する周知徹底を図る。	◎	◎	○	○	○	継続実施
⑦災害時における飛散防止対策について検討する。	◎	◎	○	○	○	令和7年度から

(4) 既存建築物に係る適切な維持管理対策の推進と既存建築ストックの安全性の向上

建築物の改修、落下物対策、土砂災害対策の安全対策により、既存建築物の安全性の確保を推進する。また、既存不適格建築物の安全性を向上させるため、法制度や施策の周知を徹底する。

近年の建築基準法改正を踏まえた既存建築ストックの有効活用を図ることも重要であることから、既存ストックの活用にあたっては、必要に応じて、インスペクション制度や住宅履歴情報の整備・蓄積等の既存住宅流通・リフォーム市場の活性化に向けた取組との連携にも留意するほか、「既存建築物の現況調査ガイドライン」の活用等により、既存建築ストックの有効活用を促進する。

また、令和4年の建築基準法改正において、旧4号建築物等から新2号建築物となるものの大規模の修繕・大規模の模様替については建築確認の対象となることから、既存建築物の安全性確保を図るため、建築確認の適確な実施及び周知を徹底する。

【目標】

- 既存建築物における適切な各種防災対策の推進を図る。
- 既存建築ストックの利用促進を図る。

【施策】	県	特定 行政庁	指定 機関	関係 団体	行政 機関	実施時期
①特に危険な既存不適格建築物及びブロック塀に対する改修指導を行う。	◎	◎	○	○		継続実施
②危険住宅の調査結果及び土砂災害特別警戒区域の指定に基づき、がけ地近接等危険住宅移転事業の実施及び対象建築物への指導を行う。	◎	◎				継続実施
③既存不適格建築物の安全性向上やマンションの適切な修繕実施の必要性について周知する。	◎	◎		○		継続実施
④既存不適格建築物に対応する法制度、施策の周知を徹底する。	◎	◎		○		継続実施
⑤確認申請図書や検査済証等の保存の重要性を周知する。	◎	◎	◎	○		継続実施
⑥既存不適格建築物に係る指導・助言・勧告・是正命令制度に関するガイドラインの有効活用を図る。	◎	◎				継続実施
⑦既存建築ストックを有効活用に関する相談体制を整備する。	◎	◎		○		継続実施
⑧既存建築ストックを利活用した優良事例の収集・整理・公表を行う。	◎	◎		○		継続実施
⑨増築等及び用途変更に係る全体計画認定制度の周知及び円滑な運用を図る。	◎	◎				継続実施
⑩令和4年の建築基準法改正を踏まえた大規模の修繕・大規模の模様替に係る建築確認制度の適確かつ円滑な遂行及び周知を行う。	◎	◎				令和7年度から

5. 事故・災害時の対応

(1) 事故対応

建築物、昇降機及び遊戯施設に係る人身事故等が発生していることに鑑み、事故発生時においては、関係行政機関との連携体制を活用した情報収集や、事故調査への協力要請など迅速かつ適確な事故対応を行う。

また、緊急点検の指示など事故の発生を防止するために必要な措置を行う。

【目標】

○事故発生時の迅速な事故対応及び事故発生を防止するための取り組みを実施する。

【施策】	県	特定 行政庁	指定 機関	関係 団体	行政 機関	実施時期
①警察・消防等の関係機関と連携体制を構築し、事故発生時の迅速な対応を行う。	◎	◎		○	○	継続実施
②事故に係る建築行政としての調査の実施、原因究明、再発防止策の指導及び関係機関等への情報提供を行う。	◎	◎		○	○	継続実施
③同種・類似事故の発生を防止するための注意喚起、緊急点検の指示を行う。	◎	◎		○	○	継続実施

(2) 災害対応

迅速な災害対応を可能とする体制整備を図る。

【目標】

○被災建築物応急危険度判定士【750人程度】を確保する。

○応急危険度判定コーディネーターを育成する。

【施策】	県	特定 行政庁	指定 機関	関係 団体	行政 機関	実施時期
①災害時の対応体制を整備し、迅速かつ正確な災害情報の把握と情報提供を行う。	◎	◎			○	継続実施
②有事に備えて応急危険度判定士を確保する。	◎			○		継続実施
③災害時の派遣要請に適切に対応するため、応急危険度判定に関する訓練を実施する。	◎	○		○	○	継続実施
④災害時における円滑な判定活動を行うため、応急危険度判定コーディネーターの育成を図る。	◎	○			○	継続実施

6. 消費者への対応

建築物の安全・安心に係る様々な相談や苦情が寄せられることに鑑み、建築行政においても消費者部局との連携等、消費者への適切な対応、情報提供等を行う。

【目標】
○消費者部局との情報交換
○消費者への情報提供の推進

【施策】	県	特定 行政庁	指定 機関	関係 団体	行政 機関	実施時期
①消費者部局や住宅相談等実施機関との情報共有による相談者への適切な対応を図る。	◎	◎		○	○	継続実施
②消費者が安心して建築士・建築士事務所を選定できるようにするための閲覧制度等の体制を整備する。	◎			○		継続実施

7. 執行業務体制の整備

(1) 内部組織の執行体制

具体的施策を遂行するための効果的な執行業務体制の構築を図ることが必要である。特に、建築主事や確認検査員の将来の配置状況を踏まえた執行業務体制の検討が必要である。あわせて、建築主事や確認検査員となりうる若手人材の育成、確保のための取り組みを行う。

【目標】

○マネジメント計画に基づく施策の推進のための内部執行体制を整備する。

【施策】	県	特定 行政庁	指定 機関	関係 団体	行政 機関	実施時期
①指定確認検査機関等との役割分担を前提に、適確な確認検査の執行体制を構築する。	◎	◎	◎	○	○	継続実施
②建築審査会、建築士審査会の適切な運営対応などにより、建築基準法及び建築士法の適確な執行を図る。	◎	◎	○	○		継続実施
③技術の向上を図るための職員研修等を実施する。	◎	○	○	○		継続実施
④各種施策の実施に適切に対応するため、基準やマニュアルの整備を行う。	◎	○	○			継続実施

(2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制

建築物等の安全性確保のため、関係機関・関係団体との役割分担を明確化し、連携を図る体制の整備を行う。特に、平成30年建築基準法改正による、小規模特殊建築物の用途変更について、関係部局との連絡体制の整備、情報共有の連携を行う。

【目標】

○建築物等の安全性を確保するため、各関係機関の役割を把握し、連携を図る体制を整備する。

【施策】	県	特定 行政庁	指定 機関	関係 団体	行政 機関	実施時期
①迅速かつ適確な確認審査・検査を実施するため、関係団体・関係機関との連携体制を整備する。	◎	◎	◎	○	○	継続実施
②違反建築物を未然に防止するため、関係団体・関係機関との連携体制を整備する。	◎	◎	○	○	○	継続実施
③重要な課題に対しては、関係機関による連絡会議の設置等により連携体制を強化し、連絡調整・情報共有に努める。(ドライクリーニング工場、無届有料老人ホーム等)	◎	◎	○	○	○	継続実施
④建築士制度を適切に運用するため、関係団体・関係機関との連携を図る。	◎	◎		○		継続実施

⑤建築基準法を適確な運用を図るため、日本建築行政会議等との連携・情報共有を行う。	◎	◎	◎	○		継続実施
⑥小規模特殊建築物の用途変更について、関係部局との連絡体制の整備、情報共有の連携を行う。	◎	◎		○	○	継続実施

(3) データベースの整備・活用

適確な建築行政の推進のため、建築物等に係る情報を蓄積、整理、管理する各種データベースの整備・活用により、実態の把握とその分析を行うとともに、抽出された課題の解決に向けた施策検討を行う。

【目標】
○建築確認・検査、建築士等に係るデータベースの整備を推進する。

【施策】	県	特定 行政庁	指定 機関	関係 団体	行政 機関	実施時期
①建築確認・検査のデータベースの整備と適切な維持管理を行う。	◎	◎	◎			継続実施
②定期報告の内容のデータベース化を推進する。	◎	◎				継続実施
③建築士・建築士事務所のデータベースの整備と適切な維持管理を行う。	◎			◎		継続実施

岩手県特定行政庁等連絡会議 構成団体

■県

岩手県

■特定行政庁

盛岡市

宮古市

花巻市

北上市

奥州市

一関市

釜石市

■指定確認検査機関

一般財団法人岩手県建築住宅センター

日本E R I 株式会社盛岡支店

岩手県建築行政マネジメント計画 関係団体等

■関係団体

岩手県建築審査会

一般社団法人岩手県建築士会

一般社団法人岩手県建築士事務所協会

公益社団法人日本建築家協会東北支部岩手地域会

岩手県建設労働組合連合会

一般社団法人岩手県建設業協会

岩手県電気工事業工業組合

一般社団法人岩手県空調衛生工事業協会

一般社団法人日本建築構造技術者協会東北支部岩手ブロック

岩手県消費者団体連絡協議会

岩手県地域婦人団体協議会

岩手弁護士会

独立行政法人住宅金融支援機構東北支店

東北電力株式会社岩手支店

盛岡ガス株式会社

■行政機関

岩手県警察本部生活安全部生活環境課

復興防災部消防安全課

環境生活部県民くらしの安全課

県土整備部建設技術振興課

岩手県立県民生活センター